様式第４（第５条関係）

固定資産税（償却資産）の課税標準の特例に係る届出書

【旧先端設備等の特例（令和5年4月1日から令和7年3月31日までの取得分）】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日提出

　豊橋市長　様

申請者　　住所

　　　　　 氏名(名称)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 個人番号又は法人番号

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

次の償却資産について、旧地方税法附則第１５条第４４項の規定による課税標準の特例の適用を受けるため、別紙関係書類を添付して届け出ます。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 資産の名称 | 数量 | 取得年月 | 取　得　価　額 | 耐用年数 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 資産の所在地 |

|  |  |
| --- | --- |
| 確　認　内　容 | 当てはまるものに○をつける |
| 賃上げ方針を伴う計画申請の有無※従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合、特例割合及び期間がより優遇されます。 | 無し | 有り |

＜1/2＞

◇確認項目

下記項目について、提出前に確認し、太枠内に必要事項を記入してください。

|  |
| --- |
| ①提出書類の確認【右側のチェック欄に「レ」をチェックしてください 】 |
| 項番 | 　　　　　　　　提　出　書　類 | 申請者用チェック欄 |
| 1 | 償却資産申告書・種類別明細書（提出用）※種類別明細書の特例対象資産の摘要欄に「先端設備等の特例」と記入してください。 |  |
| 2 | 固定資産税（償却資産）の課税標準の特例に係る届出書（先端設備等の特例）※確認項目票（本紙）を含む |  |
| 3 | 先端設備等導入計画に係る認定書（写）※先端設備等導入計画を含む ※計画の変更申請を行った場合、その認定書も併せてご提出ください。 |  |
| 4 | 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書（写） |  |
| 5 | 賃上げ方針を伴う計画を申請した（固定資産税の1/3軽減を希望する）場合 | 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写） |  |
| 6 | リース資産で、リース会社が申告を行う場合 | リース契約書（写） |  |
| 7 | 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書（写） |  |
| ②特例適用要件の確認【当てはまるものに○をつけてください】 |
| 項番 | 　　　　　　　　確　認　内　容 | 当てはまるものに○をつける |
| 1 | 先端設備等導入計画の申請者が**資本又は　出資を有する法人**の場合 | 賦課期日（本年1月1日現在）時点で、資本金又は出資の総額は１億円以下ですか？ | いいえ | はい |
| 先端設備等導入計画の申請者が**資本又は　出資を有しない法人や個人**の場合 | 賦課期日（本年1月1日現在）時点で、従業員数は1,000人以下ですか？ | いいえ | はい |
| 2 | 賦課期日（本年１月１日現在）時点で、「みなし大企業※」ではないですか？（「みなし大企業」は本特例措置の適用対象外です。） | いいえ | はい |
| ※「みなし大企業」…同一の大規模法人（資本金又は出資金が1億円を超える法人等）に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人 または、2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人 |
| 3 | 対象の設備は、新品で取得したものですか？ ※中古資産は本特例措置の適用対象外です。 | いいえ | はい |
| 4 | 「先端設備等導入計画に係る認定申請書」記載の先端設備等の金額と、償却資産申告書の資産の取得価額は一致していますか？ | いいえ | はい |
| （「いいえ」の場合はその理由（例：見積り価格と実際の購入価格との差額、附属機器分の差額）を下欄にご記入ください。 差額が大きい等、確認が必要と判断された場合には、設備購入時の契約書等を追加で提出していただくことがあります。 ） |
| （理由） |

＜2/2＞

様式第４（第５条関係）

固定資産税（償却資産）の課税標準の特例に係る届出書

【旧先端設備等の特例（令和5年4月1日から令和7年3月31日までの取得分）】



　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和 ６年 １月 1５日提出

　豊橋市長　様

申請者　　住所 豊橋市今橋町１番地２

・提出年月日、住所、氏名又は名称、代表者名、個人番号又は法人番号をご記入ください。

・押印は不要です。

　　　　　 氏名(名称)　 〇〇工業株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者　代表取締役 豊橋 太郎

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 個人番号又は法人番号

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **0** | **0** | **0** | **0** | **0** | **0** | **0** | **0** | **0** | **0** | **0** | **0** | **0** |

次の償却資産について、旧地方税法附則第１５条第４４項の規定による課税標準の特例の適用を受けるため、別紙関係書類を添付して届け出ます。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 資産の名称 | 数量 | 取得年月 | 取　得　価　額 | 耐用年数 |
| 機械及び装置 | 太陽光発電設備 | １ | 令和５年７月 | 7,000,000円 | 10年 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 資産の所在地 今橋町１番地２所在地の住所をご記入ください |

|  |  |
| --- | --- |
| 確　認　内　容 | 当てはまるものに○をつける |
| 賃上げ方針を伴う計画申請の有無※従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合、特例割合及び期間がより優遇されます。 | 無し | 有り |

＜1/2＞



◇確認項目

下記項目について、提出前に確認し、太枠内に必要事項を記入してください。

|  |
| --- |
| ①提出書類の確認【右側のチェック欄に「レ」をチェックしてください 】 |
| 項番 | 　　　　　　　　提　出　書　類 | 申請者用チェック欄 |
| 1 | 償却資産申告書・種類別明細書（提出用）※種類別明細書の特例対象資産の摘要欄に「先端設備等の特例」と記入してください。 | **ㇾ** |
| 2 | 固定資産税（償却資産）の課税標準の特例に係る届出書（先端設備等の特例）※確認項目票（本紙）を含む | **ㇾ** |
| 3 | 先端設備等導入計画に係る認定書（写）※先端設備等導入計画を含む ※計画の変更申請を行った場合、その認定書も併せてご提出ください。 | **ㇾ** |
| 4 | 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書（写） | **ㇾ** |
| 5 | 賃上げ方針を伴う計画を申請した（固定資産税の1/3軽減を希望する）場合 | 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写） | **ㇾ** |
| 6 | リース資産で、リース会社が申告を行う場合 | リース契約書（写） | **ㇾ** |
| 7 | 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書（写） | **ㇾ** |
| ②特例適用要件の確認【当てはまるものに○をつけてください】 |
| 項番 | 　　　　　　　　確　認　内　容 | 当てはまるものに○をつける |
| 1 | 先端設備等導入計画の申請者が**資本又は　出資を有する法人**の場合 | 賦課期日（本年1月1日現在）時点で、資本金又は出資の総額は１億円以下ですか？ | いいえ | はい |
| 先端設備等導入計画の申請者が**資本又は　出資を有しない法人や個人**の場合 | 賦課期日（本年1月1日現在）時点で、従業員数は1,000人以下ですか？ | いいえ | はい |
| 2 | 賦課期日（本年１月１日現在）時点で、「みなし大企業※」ではないですか？（「みなし大企業」は本特例措置の適用対象外です。） | いいえ | はい |
| ※「みなし大企業」…同一の大規模法人（資本金又は出資金が1億円を超える法人等）に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人 または、2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人 |
| 3 | 対象の設備は、新品で取得したものですか？ ※中古資産は本特例措置の適用対象外です。 | いいえ | はい |
| 4 | 「先端設備等導入計画に係る認定申請書」記載の先端設備等の金額と、償却資産申告書の資産の取得価額は一致していますか？ | いいえ | はい |
| （「いいえ」の場合はその理由（例：見積り価格と実際の購入価格との差額、附属機器分の差額）を下欄にご記入ください。 差額が大きい等、確認が必要と判断された場合には、設備購入時の契約書等を追加で提出していただくことがあります。 ） |
| （理由）　市場価格の下落により、計画時よりも安く購入が出来たため。 |

＜2/2＞